

第  
5043  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 8月11日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 相続税法基本通達の改正

**Q**：相続税の基本通達が改正されて、物納の取扱いが変わったそうですが、どのようになったのですか？

**A**：運用上の取扱いが、通達によって明確化されました。

### 【解説】

さきごろ、相続税法基本通達の一部が改正され、物納の取扱いについて、明確化が図られました。

相続税は、原則として金銭納付ですが、一度に金銭納付できない場合は延納が認められ、延納によっても金銭で納付できないときは、申請を要件に、物納が認められています。

ただ、全ての財産について物納が認められるというわけではなく、物納不適格財産（管理処分不適格財産）として限定列挙されているものについては物納することは認められません。

ただし、次のように財産単独では物納不適格財産に該当するものであっても、他の財産と併せて物納申請すれば物納不適格財産に該当しないというものもあり、そうした財産については、例外的にこれらの財産を併せて物納申請すれば物納が認められるという取扱いが、これまでも運用されていたのですが、来年からの相続税の改正を前に明文化されたということです。

(例)

借地権が設定されていない敷地にある建物は物納不適格財産ですが、その建物の底地と併せて物納申請する場合

